

A photograph of a tree-lined path. The path is paved and runs through a dense canopy of green trees. Sunlight filters through the leaves, creating dappled light on the path. In the distance, three people are walking away from the camera: a woman in a white top and dark pants, a child in a pink and white outfit, and a man in a dark shirt and white cap. The overall atmosphere is peaceful and scenic.

本部町景観計画

平成二十三年三月 本部町

は し が き

本町は、沖縄本島北部の本部半島に位置し、海と山に囲まれた美しい自然環境を背景に、これまで、「太陽と海と緑―観光文化のまち」を将来像としてまちづくりに鋭意取り組んでまいりました。

そのような中、平成16年にわが国初の景観に関する総合的な法律として、景観法が制定されました。景観法においては、景観を整備・保全するための基本理念を明確にし、住民、事業者、行政の責務を明確化しております。地方公共団体は、良好な景観形成の促進に関し、その区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施するという責務を有しております。

本町においては、夕陽の美しい西海岸と島々の景観、漁業や農業、観光産業などがつくり出す景観、起伏に富んだ地形と緑、河川が織りなす自然景観など多様な景観に恵まれていることから、それらの先人たちから受け継いだ美しい景観を守り、育み、次世代へとより良い形で引き継ぐ責任があります。

そのような意味から、積極的に景観行政を推進する為、平成22年9月1日に景観法第7条第1項に基づく景観行政団体となり、この度、本町の景観形成の指針となる「本部町景観計画」を策定致しました。

「本部町景観計画」には、今後、行政、事業者及び町民等の様々な主体が、共通の将来像をもって景観形成に取り組めるよう、本町の景観形成に関する方針や良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項などを定めております。この計画を円滑に運用することで、本町の豊かで特徴ある景観を守り、育み、また創りだし、次世代へとより良い形で引き継ぐ所存であります。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案をいただきました町民の皆様をはじめ、ご指導、ご尽力をいただきました本部町景観検討委員会委員に対し、深く感謝申し上げますとともに、今後もなお一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本部町長 高良文雄

< 目 次 >

序 章	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 景観計画の位置づけ	2
3. 位置と地勢	3
4. 歴史・文化	3
第Ⅰ章 本部町における景観の特性と課題.....	5
1. 本部町の景観の特性（景観要素）	5
2. 本部町における課題.....	25
第Ⅱ章 景観形成に関する方針.....	27
1. 景観計画区域の指定	27
2. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針.....	28
3. 地域の個性を活かした景観形成方針	32
4. 景観形成重点地区.....	47
第Ⅲ章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	49
1. 景観計画・景観条例の手続き	49
2. 届出対象行為.....	50
3. 景観形成基準.....	52
第Ⅳ章 良好な景観形成に関するその他の方針.....	59
1. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	59
2. 屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項.....	59
3. 景観重要公共施設の指定の方針	59
4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項.....	60
5. 自然公園法の許可の基準.....	60
6. 景観地区指定の方針	61
第Ⅴ章 良好な景観形成の実現に向けて	62
1. 良好な景観のイメージの共有	62
2. 各主体の役割.....	62
【用語集】	65

